

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月14日
【計算期間】	第43特定期間 （自 2019年10月16日 至 2020年4月15日）
【ファンド名】	パインブリッジ・ワールド株式・オープン
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

世界各国の株式へ投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（日本を含む）	あり （適時ヘッジ）
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 （隔月）	欧州	
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年12回 （毎月）	アジア	なし
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産（ ）	その他 （ ）	アフリカ	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類・属性区分の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内外…目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

株式…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

株式 一般…目論見書または信託約款において、主として株式（株式 一般…大型株、中小型株の属性区分に当てはまらないすべてのもの）に投資する旨の記載があるもの

年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
 グローバル（日本を含む）…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるもの

為替ヘッジあり（適時ヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの（当ファンドにおいては、基本的に為替ヘッジを行わないが、為替動向により適時ヘッジを行うものとする。）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

- 1) 世界各国（エマージングカントリーを含みます。）の株式市場を投資対象として、バリュアプローチによって、本源的価値を下回った価格で取引されている割安銘柄の発掘に努め、厳選して投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2) 当ファンドはMSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。

《MSCIワールド・インデックスとは》

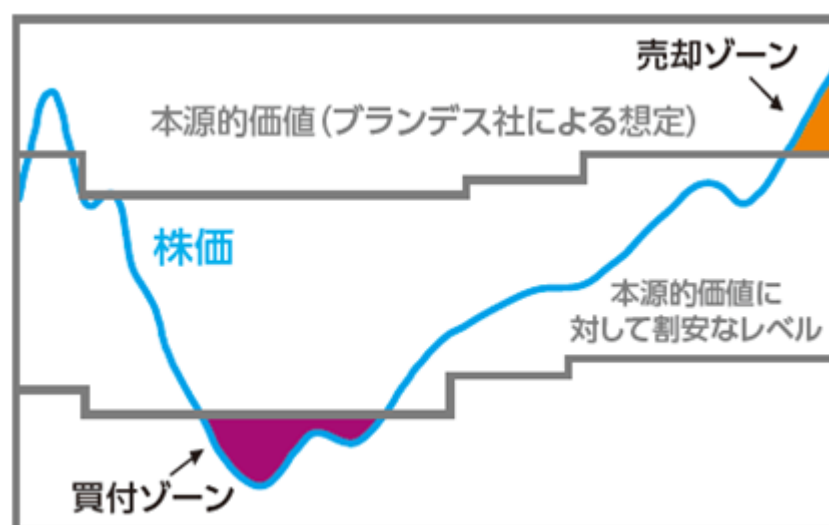
MSCIワールド・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界主要国の株価指数を各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、MSCIワールド・インデックスはMSCI Inc. の知的財産であり、その著作権、知的財産権の一切は同社に帰属します。

- 3) 外貨建て資産については基本的には対円での為替ヘッジを行わない方針ですが、為替動向により円高が見込まれる場合には、為替ヘッジを行うこともあります。
- 4) 実際の運用にあたっては、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー（Brandes Investment Partners, L.P.）（以下「ブランデス社」といいます。）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

《ブランデス社の概要》

ブランデス社は、徹底したリサーチと差別化されたプロセスに基づくバリュア投資（割安株投資）で定評のある運用会社です。1974年に設立され、米国カリフォルニア州サンディエゴに本社があります。2020年3月末時点の運用総資産額は166億米国ドル（約1.7兆円（1米国ドル＝108円で換算））です。

＜ブランデス社のバリュア戦略のイメージ＞



※上記はイメージ図であり、いかなる記載事項も、将来の投資機会または運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

《バリュアアプローチとは》

「マーケットで取引されている価格とは別に、企業には投資価値というもう一つの価格があり、株価と投資価値は循環などにより一時的に大きく離れることがあるが、長期的に見れば株価は本来の投資価値に戻る」という考えに基づき、企業のもっている投資価値、つまり本源的な価値（バリュー）を様々な財務指標およびマクロデータ、企業訪問などで得られたデータを分析することによって算出し、それをもとに実際の株価と比較して、割安だと判断した企業に投資するという手法をいいます。

＜ブランドス社の銘柄選択プロセス＞



- 5) 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。
なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

《分配金の決定プロセス》

毎年1月15日および7月15日の決算日（休業日の場合は翌営業日）時点の基準価額水準を参照し、分配対象額の範囲内で当該基準価額水準の概ね1%程度の分配を行う予定ですが、基準価額水準等によりこのような運営ができないことがあります。また、分配金額は6ヵ月毎に見直しを行う予定ですが、基準価額水準等により適宜見直しを行う場合があります。

※あらかじめ一定の分配をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合には委託会社の判断で分配を行わないことや、予告なく分配金額を変更する場合があります。

＜直近1年間の分配金決定のイメージ＞



① 2019年7月16日の決算日の基準価額が7,465円だったため、基準価額水準およびその後の基準価額動向等を考慮し、8月以降6ヵ月間の分配金は60円に決定しました。

② 2020年1月15日の決算日の基準価額が7,745円だったため、基準価額水準等を考慮し、2月以降6ヵ月間の分配金は70円に決定しました。

※上記は過去の実績のイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。なお、分配対象額（分配可能原資）は運用状況等により変動しますので、上記のような運営ができないことがあります。また、基準価額水準等によっても上記のような運営ができないことがあり、適宜分配金額を見直す場合があります。

※市況動向、資金動向等によっては、前記の運用を行うことができない場合があります。

[世界株式投資の特徴]

- 世界株式市場は、さまざまな経済・金融の変化を受けて変動します。

<世界株式の推移(過去20年間)>



※世界株式は、MSCIワールド・インデックス（配当込み、現地通貨ベース）を示しています。

（出所:MSCI）

- 世界株式市場の騰落率上位国は年毎に入れ替わる傾向があり、一国集中で投資をすると変動が大きくなる可能性があります。

<世界の株式市場の騰落率上位国推移>

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年*
1	米国 2.0%	ドイツ 30.1%	日本 54.8%	米国 13.4%	フランス 12.3%	カナダ 21.2%	香港 37.2%	オーストラリア △1.9%	オランダ 36.1%	米国 △4.3%
2	英国 △1.8%	香港 28.0%	米国 32.6%	スイス 12.5%	日本 10.3%	英国 19.2%	米国 21.9%	米国 △5.3%	米国 32.8%	スイス △4.6%
3	世界株式 △5.0%	日本 21.8%	世界株式 29.6%	カナダ 11.4%	ドイツ 10.0%	オーストラリア 12.2%	日本 20.1%	スイス △7.1%	スイス 31.2%	オランダ △6.6%
4	スイス △5.7%	フランス 20.9%	ドイツ 26.7%	世界株式 10.4%	世界株式 2.6%	米国 11.6%	世界株式 19.1%	世界株式 △7.4%	フランス 30.8%	世界株式 △7.3%
5	スペイン △8.2%	オーストラリア 20.8%	スペイン 26.6%	日本 9.8%	スイス 1.9%	世界株式 9.6%	スイス 18.5%	香港 △8.5%	世界株式 28.9%	日本 △7.7%
6	カナダ △10.0%	スイス 18.9%	スウェーデン 24.4%	スペイン 8.9%	オーストラリア 1.5%	フランス 9.2%	オランダ 17.9%	フランス △8.5%	ドイツ 23.9%	カナダ △10.1%
7	オーストラリア △10.8%	スウェーデン 17.1%	スイス 23.9%	オーストラリア 5.8%	米国 1.3%	オランダ 8.0%	フランス 14.1%	英国 △8.7%	オーストラリア 23.2%	ドイツ △11.8%
8	フランス △13.2%	世界株式 16.4%	フランス 22.1%	香港 5.1%	香港 △0.6%	ドイツ 6.6%	ドイツ 12.9%	オランダ △9.5%	カナダ 22.9%	オーストラリア △14.8%
9	スウェーデン △13.4%	米国 16.1%	オーストラリア 21.1%	フランス 3.6%	英国 △2.2%	香港 2.3%	英国 11.8%	カナダ △9.7%	日本 18.9%	英国 △18.9%
10	ドイツ △14.7%	英国 10.2%	英国 18.5%	ドイツ 2.8%	スペイン △5.8%	日本 △0.4%	オーストラリア 11.2%	日本 △14.9%	英国 16.3%	香港 △19.1%
11	日本 △18.6%	カナダ 7.5%	カナダ 13.6%	英国 0.5%	カナダ △8.4%	スイス △2.6%	カナダ 9.2%	ドイツ △17.7%	香港 10.8%	フランス △19.7%

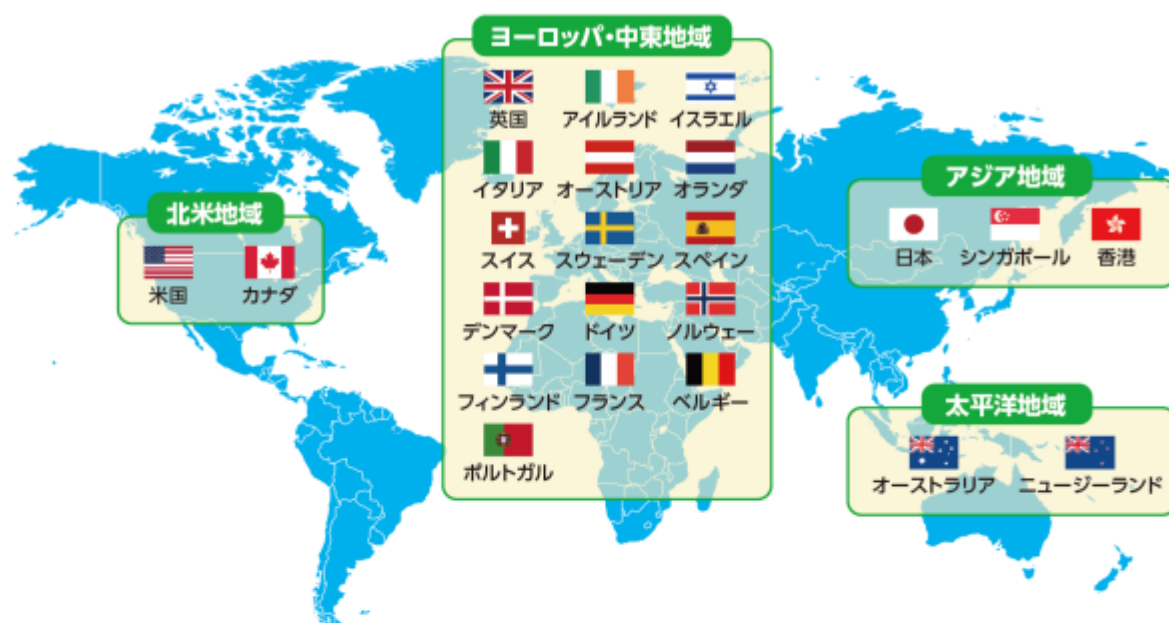
※上記は、各年末のMSCIワールド・インデックスの構成国上位10カ国をもとに、各国別指数（配当込み、現地通貨ベース）の年間騰落率を上位順に示しています。また世界株式はMSCIワールド・インデックス（配当込み、現地通貨ベース）を示しています。

（*2020年は5月末時点）

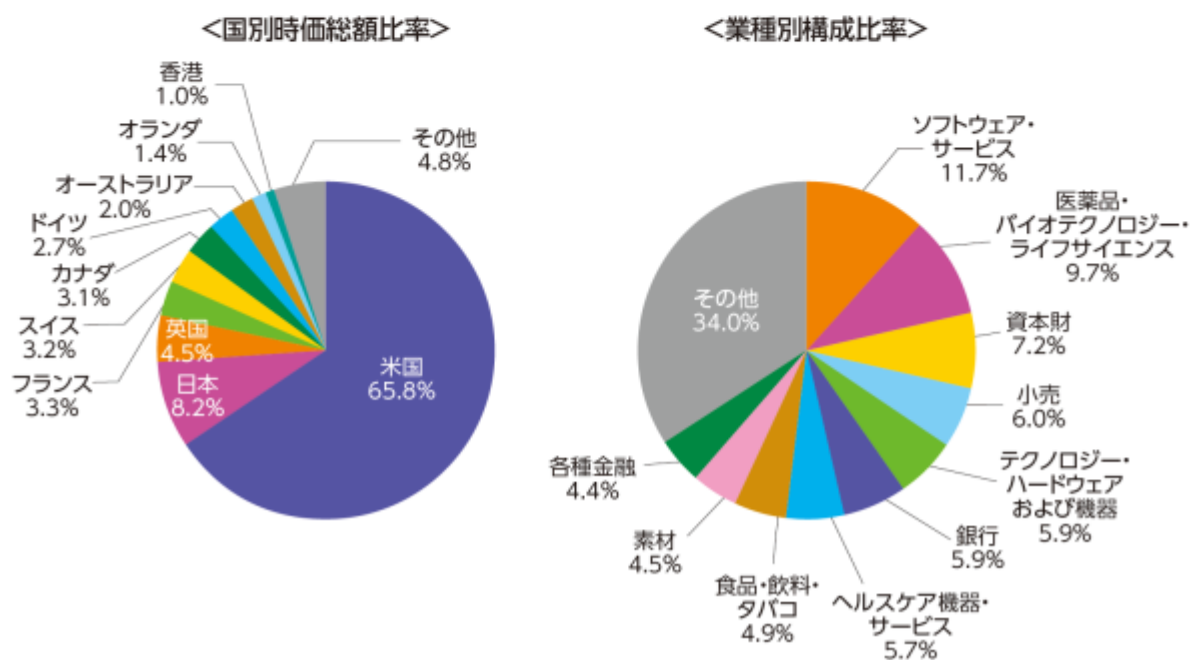
（出所:MSCI）

[MSCIワールド・インデックスについて]

- MSCIワールド・インデックスは、先進国の株式市場全体を表す指数で、現在23カ国・地域で構成されています。



- MSCIワールド・インデックスは、地域・国・業種・銘柄において幅広く分散された代表的な指数です。



(出所:MSCI、2020年5月末時点)

《収益分配金に関する留意事項》

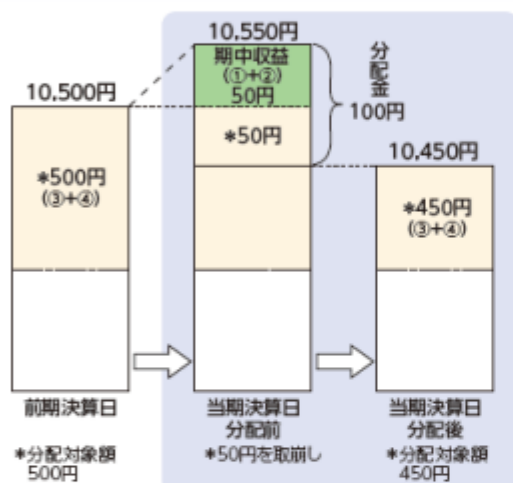
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



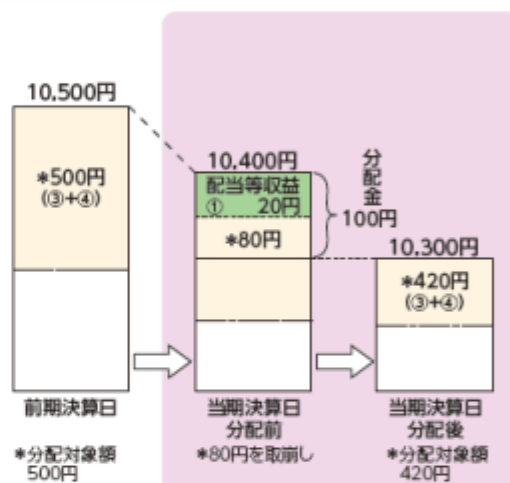
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

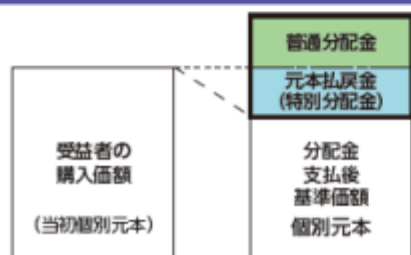


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

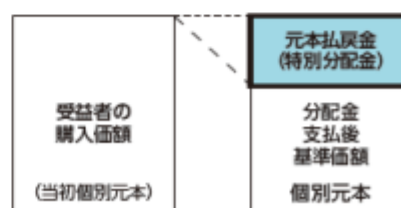


※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



④信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

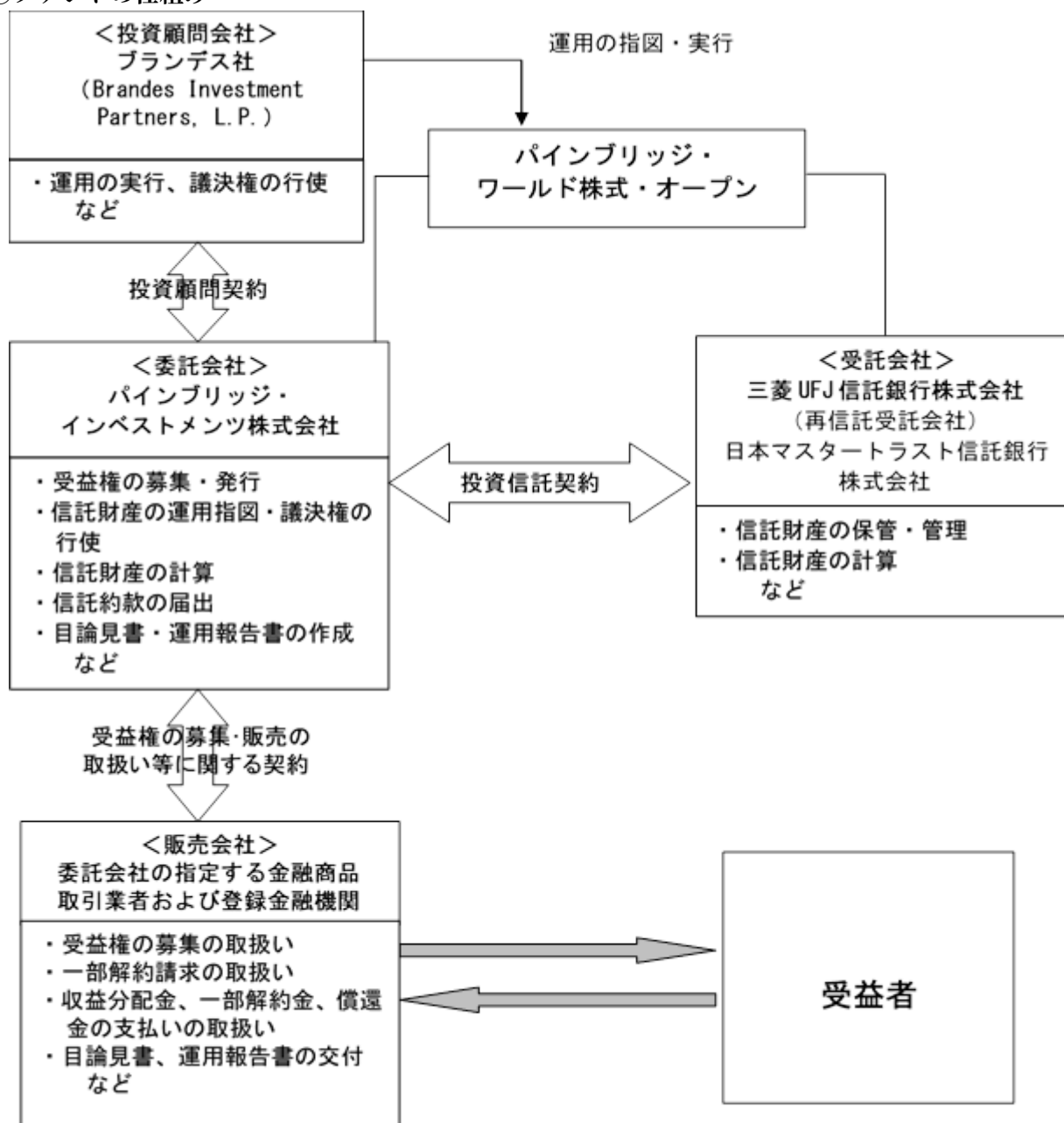
(2) 【ファンドの沿革】

1998年11月12日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

- 2001年 7月 1日 ファンドの名称変更（「AIMIC ワールド株式・オープン」を「AIG ワールド株式・オープン」に変更）
- 2009年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG ワールド株式・オープン」を「パインブリッジ・ワールド株式・オープン」に変更）
- 2010年 7月16日 運用の指図権の一部をブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピーに委託開始、収益分配の時期を年2回決算から毎月決算に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

※受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

※投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用に関する指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 1,000,000,000円（2020年5月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

1987年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。

1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。

2001年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に商号変更。

2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。

2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2020年5月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②運用方法

- 1）世界各国（エマージングカントリーを含みます。）の株式市場を投資対象として、バリューアプローチによって、本源価値を下回った価格で取引されている割安銘柄の発掘に努め、厳選して投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2）実際の運用にあたっては、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー（Brandes Investment Partners, L.P.）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 3）外貨建て資産については基本的には対円での為替ヘッジを行わない方針ですが、為替動向により円高が見込まれる場合には、為替ヘッジを行うこともあります。
- 4）有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

5) 当ファンドはMSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、前記の運用を行うことができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から6. の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記1. の証券または証書および7. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から5. までの証券および7. の証券または証書のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

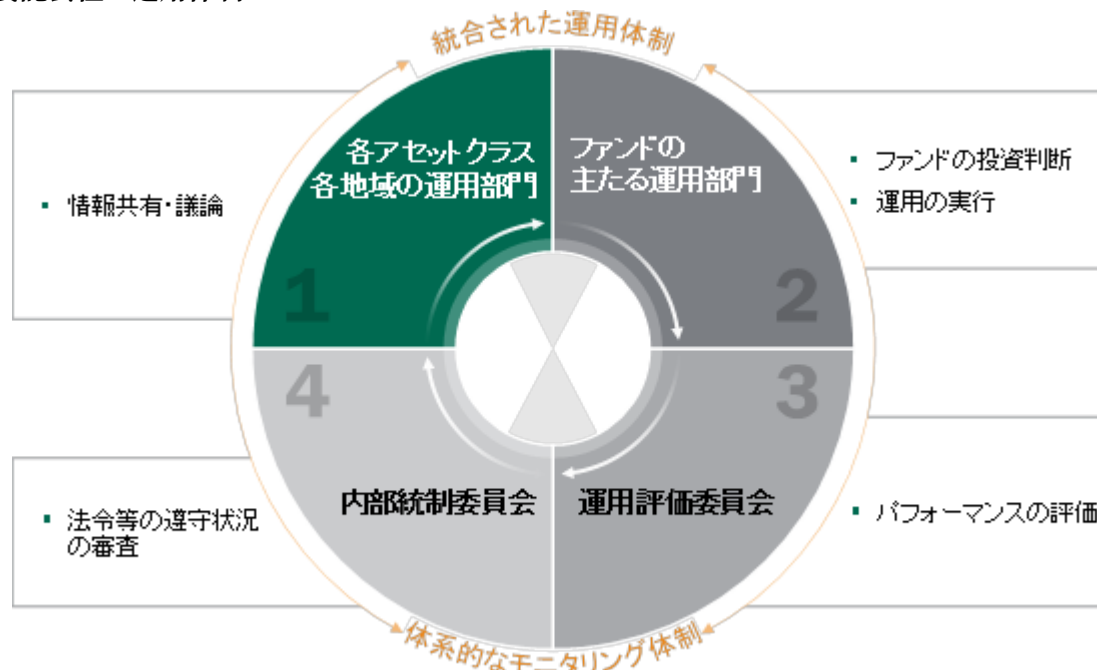
②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

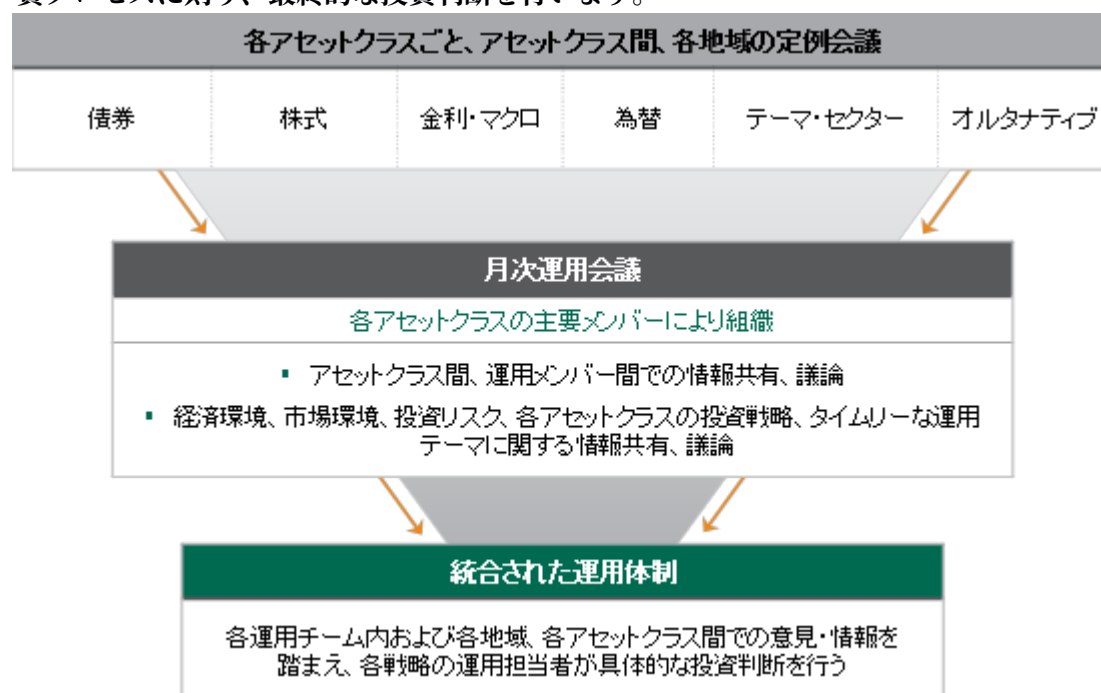
（３）【運用体制】

①委託会社の運用体制



1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー グローバル大型株式投資委員会
委員会メンバー：4名、平均運用経験年数：23年（2020年3月末現在）

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2020年5月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

②ブランデス社の運用体制

- 1) アナリストにより詳細な調査・分析が行われ、本質的価値の把握に努めます。また、調査・分析結果を投資委員会へ提示します。
- 2) 投資委員会において、本質的価値の承認が行われ、投資判断が決定されます。
- 3) 投資委員会で決定された投資判断に基づき、トレーダーにより売買が執行されます。

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

(4) 【分配方針】

①毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 前記1) に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 【投資制限】

・信託約款上の投資制限

- ①株式への投資には制限を設けません。
- ②外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。ただし、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをい

ます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ②に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ②に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ②に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑭一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑮デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

・法令上の投資制限**①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）**

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】**（1）当ファンドのリスク**

当ファンドは、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む

ことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドの有する主なリスクは、以下の通りです。

①価格変動リスク

当ファンドが投資する株式は、一般に、経済・社会情勢、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

当ファンドは外貨建て資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。外国為替相場は各国の金利動向、政治・経済情勢その他要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価値が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、当該投資対象国・地域へ投資する資産の価値の大幅な下落や投資資金の回収が制限される場合があります。これらの影響を受け基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。当ファンドの投資対象国には、これらの支障が生じる可能性が先進国に比べ相対的に高い国・地域（いわゆるエマージング諸国）が含まれています。エマージング諸国への投資には、先進国と比べて相対的に大きなカントリーリスクが伴います。

④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

⑥その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドは、受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停

止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消することがあります。

8. ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックス・ファンド」）ではありません。

9. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

1) 委託会社のリスク管理体制

①運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

②法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

2) ブランデス社のリスク管理体制

定期的に投資委員会を開催し、運用の意思決定をすべて投資委員会に集約させることで、より精度の高い銘柄選択を行うことがリスクの低減につながると考えています。また、投資ガイドライン・制約に則って運用がなされているかを定期的にモニターしています。日次および週次の例外レポートにて、コンプライアンス上問題となりうる案件かどうか特定できるようになっています。同社では、運用監視委員会（インベストメント・オーバービュー・コミッティー）を設け、ポートフォリオ運用が企業哲学を反映し、運用プロセス通りに実行されているかの確認を行います。

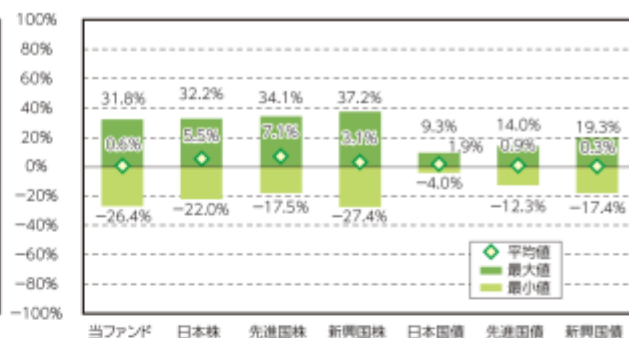
※前記リスク管理体制等は、今後変更することがあります。

<参考情報>

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2015年6月～2020年5月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.87%（税抜年1.7%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.87%（税抜1.7%）
委託会社	0.99%（税抜0.9%）
販売会社	0.77%（税抜0.7%）
受託会社	0.11%（税抜0.1%）

委託会社の受取る報酬には、当ファンドの運用指図権の委託先である投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。

※運用の権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.495%以内の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬の中から支払います。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
- ④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息を信託財産から支払います。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

注1 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は2000年4月1日より適用されておりますので、それ以前に受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2020年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2020年5月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	996,284,730	39.24
	イギリス	384,366,499	15.14
	フランス	322,401,115	12.70
	韓国	153,133,485	6.03
	スイス	97,637,110	3.85
	日本	93,345,600	3.68
	フィンランド	44,546,748	1.75
	ジャージー	39,597,024	1.56
	マレーシア	39,194,301	1.54
	アイルランド	36,316,136	1.43
	イタリア	34,162,474	1.35
	オーストリア	27,931,232	1.10
	スペイン	25,839,072	1.02
	オランダ	24,036,559	0.95
	ドイツ	23,318,143	0.92
	香港	22,511,010	0.89
	ブラジル	19,578,940	0.77
	ロシア	11,484,881	0.45
	小 計	2,395,685,059	94.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		143,063,089	5.64
合計（純資産総額）		2,538,748,148	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入上位30銘柄（2020年5月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,893	10,504.88	93,419,929	10,544.19	93,769,538	3.69
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	38,283	2,174.81	83,258,531	2,231.27	85,419,903	3.36
アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	3,866	13,916.53	53,801,315	16,867.15	65,208,424	2.57
フランス	株式	ENGIE	公益事業	50,157	1,101.47	55,246,730	1,293.15	64,860,832	2.55
アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	10,446	5,086.16	53,130,121	5,846.40	61,071,558	2.41

アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,313	4,077.53	58,361,796	4,105.49	58,761,956	2.31
アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,691	8,607.77	57,594,633	8,499.17	56,867,955	2.24
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	10,696	4,522.71	48,374,926	5,286.17	56,540,926	2.23
スイス	株式	UBS GROUP AG	各種金融	47,195	1,005.91	47,473,941	1,170.40	55,237,140	2.18
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,278	4,171.19	51,213,993	4,379.75	53,774,693	2.12
アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア機器・サービス	2,459	19,834.98	48,774,225	21,567.29	53,033,971	2.09
イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲料・タバコ	26,566	2,096.62	55,698,929	1,993.91	52,970,315	2.09
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	12,438	3,670.39	45,652,376	4,088.54	50,853,280	2.00
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SA	資本財	4,790	9,227.80	44,201,208	10,545.38	50,512,406	1.99
イギリス	株式	TESCO PLC	食品・生活必需品小売り	158,960	315.42	50,139,386	310.25	49,317,774	1.94
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	15,990	2,587.17	41,368,877	2,926.96	46,802,196	1.84
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	16,831	2,334.47	39,291,571	2,673.19	44,992,559	1.77
フィンランド	株式	NOKIA OYJ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	104,480	375.61	39,244,453	426.36	44,546,748	1.75
アメリカ	株式	CVS HEALTH CORPORATION	食品・生活必需品小売り	6,201	6,700.19	41,547,904	7,157.19	44,381,777	1.75
イギリス	株式	KINGFISHER PLC	小売	171,125	224.04	38,339,181	257.30	44,031,659	1.73
イギリス	株式	SAINSBURY (J) PLC	食品・生活必需品小売り	169,551	247.10	41,896,421	254.72	43,188,481	1.70
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	102,572	392.88	40,299,018	416.07	42,677,945	1.68
アメリカ	株式	STATE STREET CORP	各種金融	6,333	5,881.89	37,250,016	6,716.32	42,534,479	1.68
スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	41,643	832.38	34,663,020	1,018.17	42,399,970	1.67
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	6,399	5,739.95	36,729,949	6,562.55	41,993,795	1.65
アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	各種金融	10,027	3,488.27	34,976,915	4,042.05	40,529,662	1.60
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR COMPANY	自動車・自動車部品	4,692	8,020.86	37,633,922	8,446.68	39,631,823	1.56
ジャージー	株式	WPP PLC	メディア・娯楽	47,410	739.78	35,073,086	835.20	39,597,024	1.56

マレーシア	株式	GENTING BHD	消費者サービス	401,400	97.39	39,095,075	97.64	39,194,301	1.54
アメリカ	株式	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	ヘルスケア機器・サービス	2,017	17,608.03	35,515,412	18,888.71	38,098,548	1.50

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別比率（2020年5月29日現在）

種類	国内／ 外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	輸送用機器	2.25
		情報・通信業	1.43
	外国	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.61
		ヘルスケア機器・サービス	11.29
		銀行	8.92
		エネルギー	7.73
		食品・生活必需品小売り	7.52
		各種金融	7.12
		資本財	5.35
		食品・飲料・タバコ	4.25
		メディア・娯楽	3.91
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.87
		素材	3.33
		自動車・自動車部品	2.76
		公益事業	2.55
		小売	2.21
		半導体・半導体製造装置	1.99
		消費者サービス	1.54
		運輸	1.44
		保険	1.29
		電気通信サービス	0.89
		ソフトウェア・サービス	0.67
		耐久消費財・アパレル	0.43
合計			94.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
第24特定期間末 （2010年10月15日）	（分配付） 904,703,567 （分配落） 879,907,639	（分配付） 10,942 （分配落） 10,642
第25特定期間末 （2011年 4月15日）	（分配付） 1,363,573,757 （分配落） 1,303,431,279	（分配付） 11,816 （分配落） 11,186
第26特定期間末 （2011年10月17日）	（分配付） 1,536,455,195 （分配落） 1,442,694,114	（分配付） 9,306 （分配落） 8,676
第27特定期間末 （2012年 4月16日）	（分配付） 1,527,957,201 （分配落） 1,430,184,877	（分配付） 9,315 （分配落） 8,715
第28特定期間末 （2012年10月15日）	（分配付） 1,441,090,772 （分配落） 1,339,457,537	（分配付） 8,626 （分配落） 8,026
第29特定期間末 （2013年 4月15日）	（分配付） 1,778,410,345 （分配落） 1,698,512,137	（分配付） 11,565 （分配落） 11,055
第30特定期間末 （2013年10月15日）	（分配付） 1,893,686,233 （分配落） 1,793,107,941	（分配付） 12,397 （分配落） 11,767
第31特定期間末 （2014年 4月15日）	（分配付） 2,952,697,399 （分配落） 2,812,644,281	（分配付） 12,803 （分配落） 12,113
第32特定期間末 （2014年10月15日）	（分配付） 2,938,813,390 （分配落） 2,762,441,306	（分配付） 12,299 （分配落） 11,579
第33特定期間末 （2015年 4月15日）	（分配付） 3,471,284,589 （分配落） 3,304,574,746	（分配付） 13,994 （分配落） 13,274
第34特定期間末 （2015年10月15日）	（分配付） 3,321,988,145 （分配落） 3,124,219,399	（分配付） 12,207 （分配落） 11,457
第35特定期間末 （2016年 4月15日）	（分配付） 3,574,395,934 （分配落） 3,345,170,987	（分配付） 10,291 （分配落） 9,601
第36特定期間末 （2016年10月17日）	（分配付） 3,135,631,304 （分配落） 2,929,309,336	（分配付） 9,157 （分配落） 8,557
第37特定期間末 （2017年 4月17日）	（分配付） 3,211,756,240 （分配落） 3,014,190,336	（分配付） 9,700 （分配落） 9,100
第38特定期間末 （2017年10月16日）	（分配付） 3,084,805,986 （分配落） 2,896,029,001	（分配付） 10,231 （分配落） 9,631
第39特定期間末 （2018年 4月16日）	（分配付） 3,394,520,660 （分配落） 3,199,384,898	（分配付） 9,682 （分配落） 9,082
第40特定期間末 （2018年10月15日）	（分配付） 4,037,883,308 （分配落） 3,799,258,289	（分配付） 9,024 （分配落） 8,424
第41特定期間末 （2019年 4月15日）	（分配付） 4,086,915,218 （分配落） 3,857,786,986	（分配付） 8,492 （分配落） 8,012
第42特定期間末 （2019年10月15日）	（分配付） 3,546,783,084 （分配落） 3,361,363,227	（分配付） 7,498 （分配落） 7,108
第43特定期間末 （2020年4月15日）	（分配付） 2,547,698,270 （分配落） 2,374,882,460	（分配付） 5,829 （分配落） 5,439
2019年 5月末日	3,480,265,629	7,274
6月末日	3,537,669,013	7,425
7月末日	3,528,321,302	7,431

8月末日	3,246,856,051	6,830
9月末日	3,389,621,315	7,156
10月末日	3,471,296,297	7,369
11月末日	3,442,940,955	7,546
12月末日	3,456,175,489	7,764
2020年 1月末日	3,238,152,866	7,377
2月末日	2,947,281,234	6,745
3月末日	2,295,011,790	5,264
4月末日	2,486,673,269	5,663
5月末日	2,538,748,148	5,692

（注）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第24特定期間	自 2010年 4月16日	300円
	至 2010年10月15日	
第25特定期間	自 2010年10月16日	630円
	至 2011年 4月15日	
第26特定期間	自 2011年 4月16日	630円
	至 2011年10月17日	
第27特定期間	自 2011年10月18日	600円
	至 2012年 4月16日	
第28特定期間	自 2012年 4月17日	600円
	至 2012年10月15日	
第29特定期間	自 2012年10月16日	510円
	至 2013年 4月15日	
第30特定期間	自 2013年 4月16日	630円
	至 2013年10月15日	
第31特定期間	自 2013年10月16日	690円
	至 2014年 4月15日	
第32特定期間	自 2014年 4月16日	720円
	至 2014年10月15日	
第33特定期間	自 2014年10月16日	720円
	至 2015年 4月15日	
第34特定期間	自 2015年 4月16日	750円
	至 2015年10月15日	
第35特定期間	自 2015年10月16日	690円
	至 2016年 4月15日	
第36特定期間	自 2016年 4月16日	600円
	至 2016年10月17日	

第37特定期間	自 2016年10月18日	600円
	至 2017年 4月17日	
第38特定期間	自 2017年 4月18日	600円
	至 2017年10月16日	
第39特定期間	自 2017年10月17日	600円
	至 2018年 4月16日	
第40特定期間	自 2018年 4月17日	600円
	至 2018年10月15日	
第41特定期間	自 2018年10月16日	480円
	至 2019年 4月15日	
第42特定期間	自 2019年 4月16日	390円
	至 2019年10月15日	
第43特定期間	自 2019年10月16日	390円
	至 2020年 4月15日	

③【収益率の推移】

期 間		収益率
第24特定期間	自 2010年 4月16日	△15.3%
	至 2010年10月15日	
第25特定期間	自 2010年10月16日	11.0%
	至 2011年 4月15日	
第26特定期間	自 2011年 4月16日	△16.8%
	至 2011年10月17日	
第27特定期間	自 2011年10月18日	7.4%
	至 2012年 4月16日	
第28特定期間	自 2012年 4月17日	△1.0%
	至 2012年10月15日	
第29特定期間	自 2012年10月16日	44.1%
	至 2013年 4月15日	
第30特定期間	自 2013年 4月16日	12.1%
	至 2013年10月15日	
第31特定期間	自 2013年10月16日	8.8%
	至 2014年 4月15日	
第32特定期間	自 2014年 4月16日	1.5%
	至 2014年10月15日	
第33特定期間	自 2014年10月16日	20.9%
	至 2015年 4月15日	
第34特定期間	自 2015年 4月16日	△8.0%
	至 2015年10月15日	
第35特定期間	自 2015年10月16日	△10.2%
	至 2016年 4月15日	
第36特定期間	自 2016年 4月16日	△4.6%
	至 2016年10月17日	

第37特定期間	自 2016年10月18日	13.4%
	至 2017年 4月17日	
第38特定期間	自 2017年 4月18日	12.4%
	至 2017年10月16日	
第39特定期間	自 2017年10月17日	0.5%
	至 2018年 4月16日	
第40特定期間	自 2018年 4月17日	△0.6%
	至 2018年10月15日	
第41特定期間	自 2018年10月16日	0.8%
	至 2019年 4月15日	
第42特定期間	自 2019年 4月16日	△6.4%
	至 2019年10月15日	
第43特定期間	自 2019年10月16日	△18.0%
	至 2020年 4月15日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期末分配付基準価額} - \text{前特定期末分配落基準価額}) \div \text{前特定期末分配落基準価額} \times 100$$

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第24特定期間	自 2010年 4月16日	69,255,246	61,539,642
	至 2010年10月15日		
第25特定期間	自 2010年10月16日	438,686,162	100,286,880
	至 2011年 4月15日		
第26特定期間	自 2011年 4月16日	591,427,518	93,684,579
	至 2011年10月17日		
第27特定期間	自 2011年10月18日	293,524,828	315,471,982
	至 2012年 4月16日		
第28特定期間	自 2012年 4月17日	257,598,190	229,606,217
	至 2012年10月15日		
第29特定期間	自 2012年10月16日	230,097,505	362,688,515
	至 2013年 4月15日		
第30特定期間	自 2013年 4月16日	483,439,313	496,033,229
	至 2013年10月15日		
第31特定期間	自 2013年10月16日	1,361,703,453	563,495,016
	至 2014年 4月15日		
第32特定期間	自 2014年 4月16日	619,325,203	555,685,368
	至 2014年10月15日		
第33特定期間	自 2014年10月16日	689,690,469	585,783,400
	至 2015年 4月15日		
第34特定期間	自 2015年 4月16日	687,719,447	450,256,951
	至 2015年10月15日		

第35特定期間	自 2015年10月16日	1,144,872,510	387,869,597
	至 2016年 4月15日		
第36特定期間	自 2016年 4月16日	235,379,964	296,245,189
	至 2016年10月17日		
第37特定期間	自 2016年10月18日	427,379,133	538,104,212
	至 2017年 4月17日		
第38特定期間	自 2017年 4月18日	454,780,352	760,197,117
	至 2017年10月16日		
第39特定期間	自 2017年10月17日	1,051,285,235	535,469,703
	至 2018年 4月16日		
第40特定期間	自 2018年 4月17日	1,418,349,637	431,397,335
	至 2018年10月15日		
第41特定期間	自 2018年10月16日	603,675,994	298,625,218
	至 2019年 4月15日		
第42特定期間	自 2019年 4月16日	215,204,626	301,032,091
	至 2019年10月15日		
第43特定期間	自 2019年10月16日	226,553,099	589,091,507
	至 2020年 4月15日		

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移

(過去10年間／2010年5月末～2020年5月末)



(2020年5月末現在)

基準価額	5,692円
純資産総額	2,538百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2020年 5月	70円	2019年 11月	60円
2020年 4月	70円	2019年 10月	60円
2020年 3月	70円	2019年 9月	60円
2020年 2月	70円	2019年 8月	60円
2020年 1月	60円	2019年 7月	70円
2019年 12月	60円	2019年 6月	70円

直近1年間累計	780円
設定来累計	13,050円

主要な資産の状況

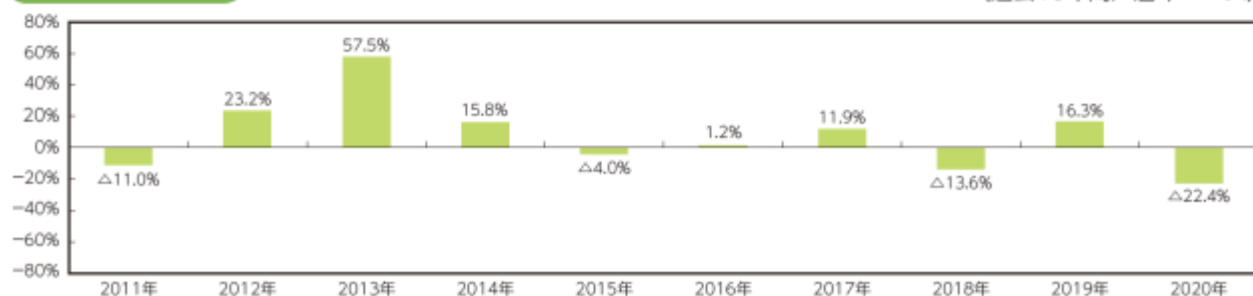
(2020年5月末現在)

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
フランス	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.69
イギリス	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.36
アメリカ	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	2.57
フランス	ENGIE	公益事業	2.55
アメリカ	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	2.41
アメリカ	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.31
アメリカ	MERCK & CO INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.24
アメリカ	CITIGROUP INC	銀行	2.23
スイス	UBS GROUP AG	各種金融	2.18
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.12

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2020年は年初から5月末までの騰落率を表示しています。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) 取得申込の受付

受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、取得申込の受付は行いません。

取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することがあります。また、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。

2) 申込単位・申込価額

1. 申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2. 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎決算日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。なお、解約単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

2. 一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

3. 解約請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

4. 一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

5. 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記4.の規定に準じて算出された価額とします。
7. 一部解約の価額については、委託会社の営業日に日々算出されます。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
8. 解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目からとします。
9. 換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入株式の評価は、国内株式については原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、外国株式については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了 をご参照ください。）

(4)【計算期間】

原則として毎月16日から翌月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

- イ) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ) 委託会社は、前記イ) の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 信託約款の変更4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 3) 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定に従います。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（4月および10月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間で締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

<分配金受取りコース>の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社において支払われます。なお、受益者が収益分配金の支払開始日から5年間その

支払いを請求しない場合にはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<分配金再投資コース>の収益分配金は、決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社において支払われます。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43特定期間（2019年10月16日から2020年4月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ・ワールド株式・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第42特定期間 (2019年10月15日現在)	第43特定期間 (2020年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	108,528,513	71,718,121
コール・ローン	26,257,282	49,915,155
株式	3,251,522,683	2,280,844,637
未収入金	2,392,347	—
未収配当金	6,902,027	6,422,410
流動資産合計	3,395,602,852	2,408,900,323
資産合計	3,395,602,852	2,408,900,323
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	96,000	—
未払収益分配金	28,374,026	30,565,261
未払解約金	996,026	—
未払受託者報酬	280,795	203,092
未払委託者報酬	4,492,743	3,249,442
未払利息	35	68
流動負債合計	34,239,625	34,017,863
負債合計	34,239,625	34,017,863
純資産の部		
元本等		
元本	4,729,004,397	4,366,465,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,367,641,170	△1,991,583,529
（分配準備積立金）	379,080	354,481
元本等合計	3,361,363,227	2,374,882,460
純資産合計	3,361,363,227	2,374,882,460
負債純資産合計	3,395,602,852	2,408,900,323

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第42特定期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第43特定期間 自 2019年10月16日 至 2020年 4月15日
営業収益		
受取配当金	66,622,984	33,773,515
配当株式	4,049,949	—
有価証券売買等損益	△103,309,186	△510,886,407
為替差損益	△181,727,842	△41,241,386
その他収益	37	8,856,461
営業収益合計	△214,364,058	△509,497,817
営業費用		
支払利息	8,018	8,207
受託者報酬	1,891,155	1,727,838
委託者報酬	30,258,445	27,645,310
その他費用	934,466	818,324
営業費用合計	33,092,084	30,199,679
営業利益又は営業損失（△）	△247,456,142	△539,697,496
経常利益又は経常損失（△）	△247,456,142	△539,697,496
当期純利益又は当期純損失（△）	△247,456,142	△539,697,496
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,027,473	△2,206,892
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△957,044,876	△1,367,641,170
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,529,875	162,320,643
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,529,875	162,320,643
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,277,643	75,956,588
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,277,643	75,956,588
分配金	185,419,857	172,815,810
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,367,641,170	△1,991,583,529

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、特定期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第42特定期間 (2019年10月15日現在)	第43特定期間 (2020年4月15日現在)
1. 期首元本額	4,814,831,862円	4,729,004,397円
期中追加設定元本額	215,204,626円	226,553,099円
期中一部解約元本額	301,032,091円	589,091,507円
2. 受益権の総数	4,729,004,397口	4,366,465,989口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,367,641,170円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,991,583,529円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第42特定期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第43特定期間 自 2019年10月16日 至 2020年 4月15日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	8,655,292円	7,775,175円
2.分配金の計算過程	[2019年4月16日から 2019年5月15日までの 計算期間]	[2019年10月16日から 2019年11月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	8,121,797円	14,121,079円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,466,926,369円	5,107,065,185円
分配準備積立金額	225,674円	366,197円
当ファンドの分配対象収益額	5,475,273,840円	5,121,552,461円
当ファンドの期末残存口数	4,791,400,358口	4,592,664,088口
1万口当たり収益分配対象額	11,427.29円	11,151.59円
1万口当たり分配金額	70.00円	60.00円
収益分配金金額	33,539,802円	27,555,984円
	[2019年5月16日から 2019年6月17日までの 計算期間]	[2019年11月16日から 2019年12月16日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	18,094,133円	5,040,091円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,405,934,517円	5,002,777,052円
分配準備積立金額	199,388円	243,901円
当ファンドの分配対象収益額	5,424,228,038円	5,008,061,044円
当ファンドの期末残存口数	4,760,028,920口	4,510,631,435口
1万口当たり収益分配対象額	11,395.36円	11,102.79円
1万口当たり分配金額	70.00円	60.00円
収益分配金金額	33,320,202円	27,063,788円
	[2019年6月18日から 2019年7月16日までの 計算期間]	[2019年12月17日から 2020年 1月15日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	7,928,117円	2,110,280円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,364,079,812円	4,890,193,849円
分配準備積立金額	202,745円	314,984円
当ファンドの分配対象収益額	5,372,210,674円	4,892,619,113円
当ファンドの期末残存口数	4,736,495,506口	4,428,688,389口
1万口当たり収益分配対象額	11,342.16円	11,047.55円
1万口当たり分配金額	70.00円	60.00円
収益分配金金額	33,155,468円	26,572,130円

	[2019年7月17日から 2019年8月15日まで の計算期間]	[2020年1月16日から 2020年2月17日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,321,355円	2,480,121円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,368,659,332円	4,799,997,772円
分配準備積立金額	78,123円	206,378円
当ファンドの分配対象収益額	5,371,058,810円	4,802,684,271円
当ファンドの期末残存口数	4,762,825,627口	4,368,764,353口
1万口当たり収益分配対象額	11,277.04円	10,993.23円
1万口当たり分配金額	60.00円	70.00円
収益分配金金額	28,576,953円	30,581,350円
	[2019年8月16日から 2019年9月17日まで の計算期間]	[2020年2月18日から 2020年3月16日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	7,069,395円	7,338,469円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,319,371,188円	4,755,844,279円
分配準備積立金額	17,894円	64,214円
当ファンドの分配対象収益額	5,326,458,477円	4,763,246,962円
当ファンドの期末残存口数	4,742,234,345口	4,353,899,594口
1万口当たり収益分配対象額	11,231.95円	10,940.18円
1万口当たり分配金額	60.00円	70.00円
収益分配金金額	28,453,406円	30,477,297円
	[2019年 9月18日から 2019年10月15日まで の計算期間]	[2020年3月17日から 2020年4月15日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,190,425円	353,437円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,282,780,726円	4,746,433,223円
分配準備積立金額	444,758円	1,044円
当ファンドの分配対象収益額	5,287,415,909円	4,746,787,704円
当ファンドの期末残存口数	4,729,004,397口	4,366,465,989口
1万口当たり収益分配対象額	11,180.82円	10,871.00円
1万口当たり分配金額	60.00円	70.00円
収益分配金金額	28,374,026円	30,565,261円
3.配当株式	外国株式の発行会社が行う 株式配当によるものであり ます。	同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第42特定期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第43特定期間 自 2019年10月16日 至 2020年 4月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第42特定期間 (2019年10月15日現在)	第43特定期間 (2020年4月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第42特定期間 (2019年10月15日現在)	第43特定期間 (2020年4月15日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
株式	△80,711,494	146,885,984
合計	△80,711,494	146,885,984

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第42特定期間（2019年10月15日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	32,427,000	—	32,523,000	△96,000
合計		32,427,000	—	32,523,000	△96,000

(注)時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ② 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

第43特定期間（2020年4月15日現在）
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第42特定期間 (2019年10月15日現在)	第43特定期間 (2020年4月15日現在)
1口当たり純資産額	0.7108円	0.5439円

(1万口当たり純資産額)	(7,108円)	(5,439円)
--------------	----------	----------

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2020年4月15日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	日産自動車	48,000	369.20	17,721,600	
	本田技研工業	13,600	2,371.00	32,245,600	
	ソフトバンクグループ	7,500	4,333.00	32,497,500	
	小計	69,100		82,464,700	
米国ドル	HALLIBURTON CO	24,012	7.63	183,211.56	
	PJSC GAZPROM-ADR	19,363	5.15	99,835.62	
	EMBRAER SA-SPON ADR	32,013	7.37	235,935.81	
	EMERSON ELECTRIC CO	6,399	50.49	323,085.51	
	TEXTRON INC	7,125	27.45	195,581.25	
	FEDEX CORP	2,584	125.08	323,206.72	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	1,082	82.74	89,524.68	
	COMCAST CORP-CL A	5,334	38.52	205,465.68	
	CVS HEALTH CORPORATION	6,201	61.56	381,733.56	
	INGREDION INC	2,839	81.55	231,520.45	
	CARDINAL HEALTH INC	10,948	50.69	554,954.12	
	CHANGE HEALTHCARE INC	24,654	10.79	266,016.66	
	CIGNA CORP	2,571	185.62	477,229.02	
	HCA HEALTHCARE INC	3,084	112.54	347,073.36	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	2,017	144.68	291,819.56	
	MCKESSON CORP	4,192	137.66	577,070.72	
	MERCK & CO INC	6,962	82.84	576,732.08	
	PFIZER INC	14,886	36.44	542,445.84	
	BANK OF AMERICA CORP	16,831	23.73	399,399.63	
	CITIGROUP INC	10,696	45.42	485,812.32	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,946	99.47	193,568.62	
	WELLS FARGO & COMPANY	13,199	30.18	398,345.82	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	10,027	36.34	364,381.18	
	STATE STREET CORP	6,333	60.61	383,843.13	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	9,806	25.78	252,798.68	
	MICROSOFT CORP	994	173.70	172,657.80	
	APPLIED MATERIALS INC	4,521	52.47	237,216.87	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	2,252	92.28	207,814.56	
	小計	252,871		8,998,280.81	
				(964,435,737)	
ブラジル・リアル	EMBRAER SA	12,600	9.62	121,212.00	
	小計	12,600		121,212.00	
				(2,515,149)	
ユーロ	ENI SPA	33,769	9.16	309,560.42	
	REPSOL SA	24,453	8.04	196,699.93	
	TOTAL SA	10,013	32.66	327,024.58	
	HEIDELBERGCEMENT AG	4,245	42.31	179,605.95	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	5,270	82.30	433,721.00	
	PUBLICIS GROUPE	11,608	29.86	346,614.88	
	CARREFOUR SA	15,936	14.50	231,072.00	
	SANOFI	9,470	82.65	782,695.50	
	ERSTE GROUP BANK AG	11,354	18.74	212,830.73	

小計	NOKIA OYJ	104,480	3.08	322,216.32
	TELECOM ITALIA-RNC	560,631	0.36	203,509.05
	ENGIE	50,157	9.72	487,526.04
		841,386		4,033,076.40
				(474,814,084)
英国ポンド	BP PLC	102,572	3.21	329,358.69
	CRH PLC	10,360	22.40	232,064.00
	WPP PLC	47,410	5.73	271,848.94
	KINGFISHER PLC	171,125	1.48	254,120.62
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	91,384	1.06	97,552.42
	MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	115,960	1.83	212,264.78
	SAINSBURY (J) PLC	169,551	1.99	338,932.44
	TESCO PLC	170,061	2.35	399,813.41
	IMPERIAL BRANDS PLC	26,566	16.22	430,900.52
	GLAXOSMITHKLINE PLC	40,090	15.70	629,413.00
	BARCLAYS PLC	159,867	0.93	149,555.57
		1,104,946		3,345,824.39
				(452,422,374)
スイス・フラン	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	41,643	8.40	349,884.48
	UBS GROUP AG	47,195	9.48	447,408.60
小計		88,838		797,293.08
				(88,993,853)
香港ドル	CHINA MOBILE LTD	30,000	62.00	1,860,000.00
		30,000		1,860,000.00
小計				(25,723,800)
マレーシア・リングgit	GENTING BHD	401,400	3.78	1,517,292.00
		401,400		1,517,292.00
小計				(37,583,322)
韓国ウォン	HYUNDAI MOBIS	1,838	176,500.00	324,407,000.00
	HYUNDAI MOTOR COMPANY	4,692	100,000.00	469,200,000.00
	KT&G CORPORATION	4,077	77,800.00	317,190,600.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	12,278	49,000.00	601,622,000.00
小計		22,885		1,712,419,600.00
				(151,891,618)
合計				2,280,844,637
				(2,198,379,937)

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	株式	28銘柄	100.0%	43.9%
ブラジル・レアル	株式	1銘柄	100.0%	0.1%
ユーロ	株式	12銘柄	100.0%	21.6%
英国ポンド	株式	11銘柄	100.0%	20.6%
スイス・フラン	株式	2銘柄	100.0%	4.0%
香港ドル	株式	1銘柄	100.0%	1.2%
マレーシア・リングgit	株式	1銘柄	100.0%	1.7%
韓国ウォン	株式	4銘柄	100.0%	6.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年5月29日現在）

I 資産総額	2,540,573,984 円
II 負債総額	1,825,836 円
III 純資産総額（I－II）	2,538,748,148 円
IV 発行済数量（口）	4,460,388,746 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.5692 円 (5,692 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2020年5月末日現在）

- ・資本金の額 1,000,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 42,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）

2018年 3月 5日 500,000,000円増加。

- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

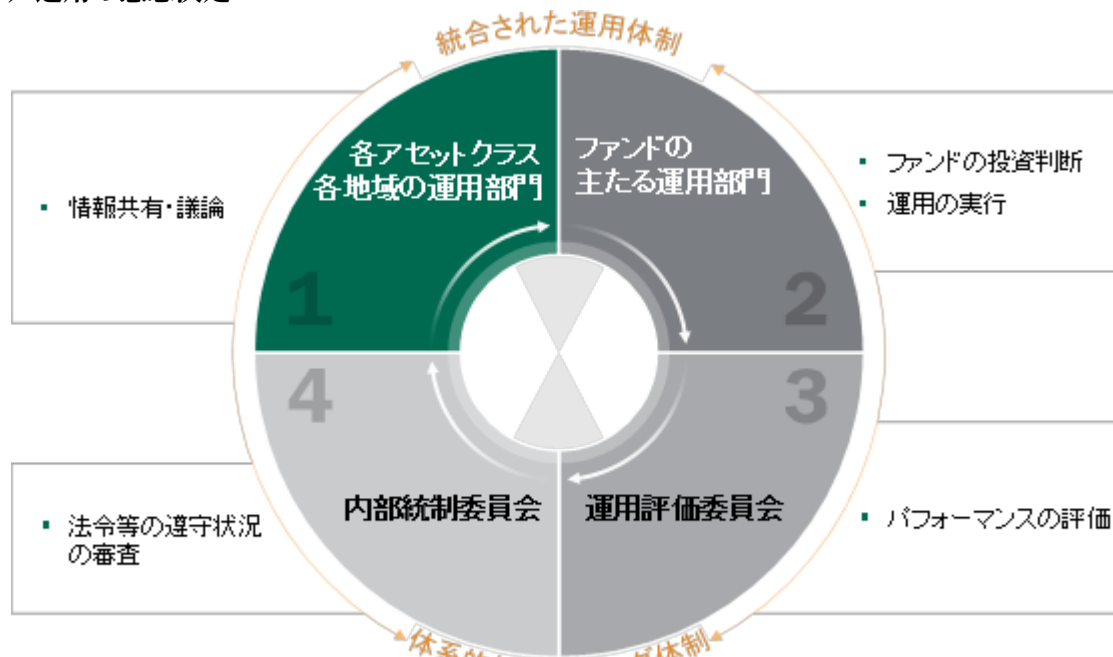
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

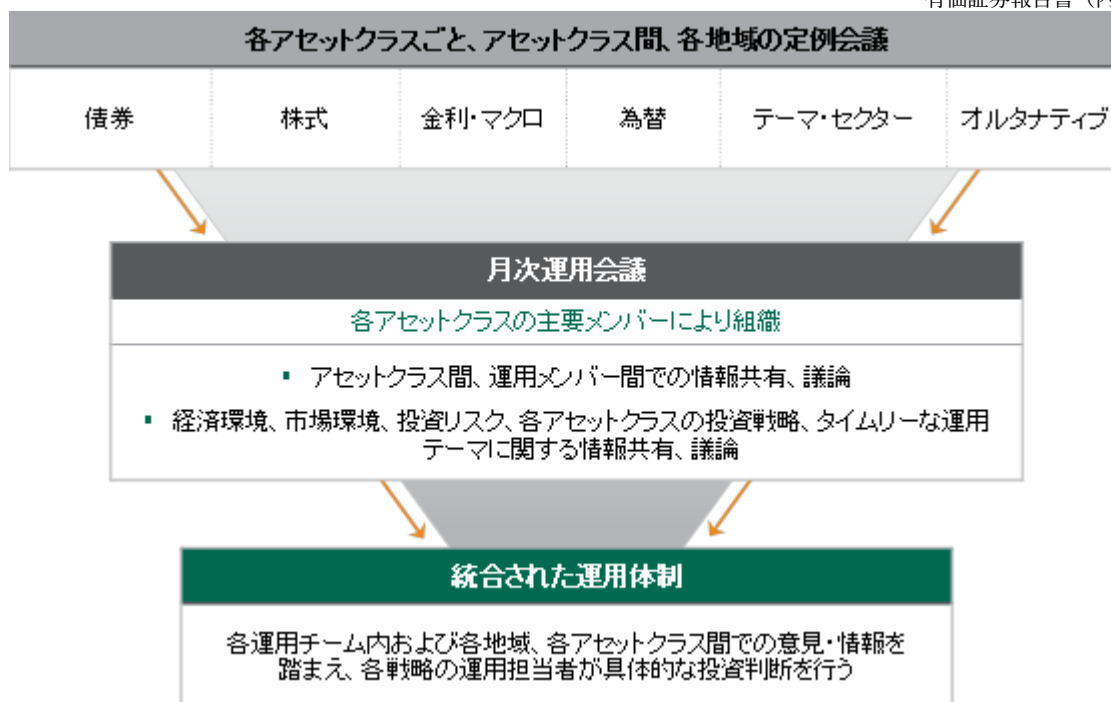
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2020年5月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	18	54,825 百万円
追加型株式投資信託	59	270,349 百万円
合計	77	325,175 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
3. 当社は、第35期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,425,655	509,244
短期貸付金	-	700,000
前払金	4,981	1,802
前払費用	21,225	21,559
未収入金	135,017	66,346
未収委託者報酬	457,570	449,886
未収運用受託報酬	329,213	266,278
未収還付法人税等	67,765	17,556
未収還付消費税等	30,254	-
立替金	14,880	3,462
未収収益	-	1,347
流動資産合計	2,486,565	2,037,483
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 30,647	*1 0
工具器具備品	*1 7,041	*1 0
有形固定資産合計	37,688	0
無形固定資産		
ソフトウェア	1,360	-
電話加入権	3,875	0
無形固定資産合計	5,235	0
投資その他の資産		
投資有価証券	2,770	958
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	109,117	109,816
預託金	74	74
繰延税金資産	85,444	81,814
投資その他の資産合計	361,421	356,678
固定資産合計	404,345	356,678
資産合計	2,890,910	2,394,162

(単位:千円)

	第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	23,342	18,935
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	172,561	165,228
その他未払金	227,732	120,558
未払費用	605,315	492,902
未払役員賞与	72,006	35,110
未払法人税等	25,132	2,759
未払消費税等	16,468	29,005
賞与引当金	49,399	-
役員賞与引当金	9,092	-
リース債務	-	3,822
流動負債合計	1,201,290	868,561
固定負債		
賞与引当金	-	77,360
役員賞与引当金	-	15,849
退職給付引当金	79,579	80,317
役員退職慰労引当金	3,398	4,178
リース債務	-	13,020
固定負債合計	82,977	190,725
負債合計	1,284,268	1,059,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	53,013	△ 219,029
利益剰余金合計	548,126	276,083
株主資本合計	1,607,002	1,334,959
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 360	△ 84
評価・換算差額等合計	△ 360	△ 84
純資産合計	1,606,642	1,334,875
負債・純資産合計	2,890,910	2,394,162

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	第35期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,280,295	2,530,890
運用受託報酬	1,250,895	1,201,694
その他営業収益	292,479	185,874
営業収益合計	4,823,670	3,918,459
営業費用		
支払手数料	1,429,483	1,037,516
広告宣伝費	17,638	15,268
調査費		
調査費	572,127	543,109
委託調査費	944,075	851,849
営業雑経費		
通信費	11,849	9,819
印刷費	93,396	61,544
協会費	5,657	5,693
図書費	2,079	1,627
その他	8,858	12,530
営業費用合計	3,085,165	2,538,961
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	713,849	689,368
賞与	177,256	204,183
役員賞与	63,396	33,355
賞与引当金繰入	49,399	38,699
役員賞与引当金繰入	9,092	8,587
交際費	1,916	1,922
寄付金	640	-
旅費交通費	20,906	12,949
租税公課	30,629	23,793
不動産賃借料	173,890	173,435
退職給付費用	41,517	39,758
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	6,820	9,669
業務委託費	280,550	259,971
諸経費	64,100	54,371
一般管理費合計	1,673,348	1,589,446
営業利益又は営業損失（△）	65,156	△ 209,947
営業外収益		
受取利息	38	7,237
受取配当金	16	13

為替差益	-	6,172
時効成立分配金・償還金	4,952	-
雑収入	632	784
営業外収益合計	5,639	14,208
営業外費用		
為替差損	4,862	-
支払利息	-	137
貸倒損失	555	-
雑損失	594	-
営業外費用合計	6,013	137
経常利益又は経常損失（△）	64,782	△ 195,877
特別利益		
固定資産売却益	*1 36	-
特別利益合計	36	-
特別損失		
固定資産除却損	*2 111	*1 7
減損損失	-	*2 55,969
退職特別加算金	-	15,435
投資有価証券償還損	18,163	31
移転価格調整金	*3 67,765	-
特別損失合計	86,040	71,443
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 21,220	△ 267,320
法人税、住民税及び事業税	12,787	1,092
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	*3 △ 67,765	-
法人税等調整額	△ 85,444	3,630
法人税等合計	△ 140,422	4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	119,202	△ 272,043

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年1月1日至 2018年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 66,188	428,924	960,660	△ 16,204	△ 16,204	944,456
当期変動額												
新株の発行	500,000	27,140	-	27,140	-	-	-	-	527,140	-	-	527,140
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	119,202	119,202	119,202	-	-	119,202
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,844	15,844	15,844
当期変動額合計	500,000	27,140	-	27,140	-	-	119,202	119,202	646,342	15,844	15,844	662,186
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642

第35期（自 2019年1月1日至 2019年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額 等合計		
		資本準 備金	その他資 本剰余 金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	-	-	△ 272,043
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	276	276
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	276	276	△ 271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、税効果会計関係注記を変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」85百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」85百万円に含めて表示しております。 また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち、前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。
--------------------------------------	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第34期 2018年12月31日現在	第35期 2019年12月31日現在										
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>110,806千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>108,607千円</td></tr> </table>	建物附属設備	110,806千円	工具器具備品	108,607千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>118,436千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	118,436千円	リース資産	19,353千円
建物附属設備	110,806千円										
工具器具備品	108,607千円										
建物附属設備	141,905千円										
工具器具備品	118,436千円										
リース資産	19,353千円										

(損益計算書関係)

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日						
*1 固定資産売却益は、工具器具備品36千円であります。 *2 固定資産除却損は、工具器具備品111千円であります。 *3 会社がアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)の傘下にあった2006年3月期に納付済みの税金につき、税務当局より法人税等の還付を受けることが確定しました。この還付金は、会社が同グループから独立する際の合意により、AIGに帰属する取り決めであったことから、AIGに返還する費用として特別損失に計上しています。	*1 固定資産除却損は、建物附属設備7千円であります。 *2 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウェア962千円、電話加入権3,875千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	場所	用途	種類	東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権
場所	用途	種類					
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権					

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株
合 計	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株

(変動事由の概要)

2018年2月22日付けの取締役会決議による普通株式数の増加 1,000株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合 計	42,000 株	-	-	42,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具 器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第34期（自 2018年1月1日至 2018年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,425,655	1,425,655	-
2)未収委託者報酬	457,570	457,570	-
3)未収運用受託報酬	329,213	329,213	-
4)投資有価証券	2,770	2,770	-
資産計	2,215,209	2,215,209	-
1)未払費用	605,315	605,315	-
2)未払手数料	172,561	172,561	-
負債計	777,877	777,877	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,425,655	-	-	-
2)未収委託者報酬	457,570	-	-	-
3)未収運用受託報酬	329,213	-	-	-
合計	2,212,439	-	-	-

第35期（自 2019年1月1日至 2019年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	509,244	509,244	-
2)短期貸付金	700,000	700,000	-
3)未収入金	66,346	66,346	-
4)未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5)未収運用受託報酬	266,278	266,278	-

6)未収収益	1,347	1,347	-
7)投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1)未払手数料	165,228	165,228	-
2)その他未払金	120,558	120,558	-
3)未払費用	492,902	492,902	-
4)リース債務（※1）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	509,244	-	-	-
2)短期貸付金	700,000	-	-	-
3)未収入金	66,346	-	-	-
4)未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5)未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6)未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

（注4） リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4)リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

（有価証券関係）

第34期 2018年12月31日現在		第35期 2019年12月31日現在	
1.子会社株式 (単位：千円)		1.子会社株式 (単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額	区分	貸借対照表計上額

子会社株式	164,013
-------	---------

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	2,770	3,131	△ 360

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

子会社株式	164,013
-------	---------

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	△ 84

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第34期（2018年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	74,772
退職給付費用	11,098
退職給付の支払額	△ 6,291
期末における退職給付引当金	79,579

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	79,579
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,579
退職給付引当金	79,579
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,579

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	11,098千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,419千円でありました。

第35期（2019年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	△ 10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317
退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,983千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

(税効果会計関係)

第34期 2018年12月31日現在	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
	(単位：千円)
繰延税金資産	
未払金否認	26,659
未払賞与・賞与引当金否認	81,911
退職給付引当金否認	24,370
役員退職慰労引当金否認	1,040
資産除去債務	20,951
繰越欠損金	507,312
その他	12,257
繰延税金資産小計	674,503
評価性引当額	△ 589,059
繰延税金資産合計	85,444
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.5%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△105.4%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	△99.9%
法人税等還付金	319.3%
住民税均等割	△17.8%
評価性引当額	618.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△23.6%
前期確定申告差異	△57.4%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	661.7%

第35期
2019年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969

繰延税金資産小計	736,512
----------	---------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 562,636
------------------------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 92,061
-----------------------	----------

評価性引当額小計（注）1	△ 654,697
--------------	-----------

繰延税金資産合計	81,814
----------	--------

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当該事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	△ 157,980	△ 194,576	-	-	-	△ 210,080	△ 562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
--------	-------

（調整）

交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1%
--------------------	-------

役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△4.7%
---------------------	-------

住民税均等割	△1.4%
--------	-------

評価性引当額	△24.6%
--------	--------

その他	△1.6%
-----	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.8%
-------------------	-------



(セグメント情報等)

第34期
自 2018年 1月 1日
至 2018年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3,280,295	1,250,895	292,479

(2) 地域毎の情報

① 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	中国	合計
4,146,114	355,400	314,289	7,865	4,823,670

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

(2) 地域毎の情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	522,602

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第34期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 386,161	未払費用	千円 78,482
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 464,788	未収入金	千円 108,724
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 17,627	未収運用受託報酬	千円 8,510
								委託調査費の支払 *4	千円 436,674	未払費用	千円 102,368
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 149,137	未払費用	千円 45,085
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 311,531	未収運用受託報酬	千円 102,776
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	57,546	未払費用	19,928
								委託調査費の支払*4	千円 52,221	未払費用	千円 18,188

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- ＊1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- ＊2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ＊3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ＊4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第35期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理 サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	70,969	その他未払金	10,191
								委託調査費の支払 *4	千円 29,493	未払費用	千円 5,742

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- ※1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- ※2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ※3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ※4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- ※5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSar1（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（1株当たり情報）

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
1株当たり純資産額	38,253円38銭	1株当たり純資産額	31,782円74銭
1株当たり当期純利益金額	2,849円88銭	1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
当期純利益	119,202 千円	当期純損失	272,043 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	119,202 千円	普通株主に係る当期純損失	272,043 千円
普通株式の期中平均株式数	41,827 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

(重要な後発事象)

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 受託会社

①名称及び資本金の額（2020年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 投資顧問会社

①名称及び資本金の額

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー
(Brandes Investment Partners, L.P.)

資本金の額については、株式を発行していないため、該当事項はありません。

②事業の内容

主として米国において、投資顧問業を営んでいます。

3) 販売会社

①名称及び資本金の額（2020年3月末日現在）

a. 株式会社愛知銀行	18,000百万円
b. 株式会社親和銀行	36,878百万円
c. 株式会社三重銀行	15,295百万円
d. 株式会社北海道銀行	93,524百万円
e. 三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円
f. 三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円
g. a u カブコム証券株式会社	7,196百万円
h. 株式会社S B I 証券	48,323百万円
i. 株式会社大垣共立銀行	46,773百万円
j. 楽天証券株式会社	7,495百万円
k. 百五証券株式会社	3,000百万円
l. 内藤証券株式会社	3,002百万円
m. リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円
n. 株式会社みなと銀行	39,984百万円
o. 水戸証券株式会社	12,272百万円
p. 木村証券株式会社	500百万円
q. 株式会社宮崎銀行	14,697百万円
r. 立花証券株式会社	6,695百万円
s. 株式会社十八銀行	24,404百万円
t. O K B 証券株式会社	1,500百万円

②事業の内容

a. ～d. 、i. 、n. 、q. 、s. は銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

e. および f. は銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

g. 、h. 、j. ～m. 、o. 、p. 、r. 、t. は金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社として、当ファンドの委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社より運用の指図権の委託を受け、運用の実行、議決権の行使等を行います。

3) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 受託会社

該当事項はありません。

2) 投資顧問会社

該当事項はありません。

3) 販売会社

該当事項はありません。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称	： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	： 10,000百万円（2020年3月末日現在）
資本構成	： 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

2019年10月25日	臨時報告書	提出
2020年 1月14日	有価証券届出書、有価証券報告書	提出
2020年 1月24日	臨時報告書	提出

独立監査人の監査報告書

2020年3月23日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EV新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ワールド株式・オープン（2019年10月16日から2020年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ワールド株式・オープンの2020年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した

監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。